

手順書:ろう孔管理関連

15. 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換(7-2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(ろう孔の破たんの有無、接着部や周囲の皮膚の状態、発熱の有無等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 1、バルーン型である
- 2、創が瘻孔化し、カテーテルの交換が困難ではないことが確認されている
- 3、非X線透視下、非内視鏡下における、初回の交換ではない



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- A 意識状態やバイタルサインに異常なし。
- B 出血傾向がない。
- C カテーテル挿入創に感染がない。
- D 可動性に問題がない

病状の範囲外
不安定/緊急性あり

病状の範囲内
安定/緊急性なし



主治医へ直接連絡し、
指示を受ける

【診療の補助内容】

胃瘻カテーテル(バルーン型)又は胃瘻ボタン(バルーン型)の交換



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- A 意識状態、バイタルサインに異常がないこと
- B 出血傾向がないこと
- C 過去のカテーテル交換において、異常や交換の困難性がなかったこと
- D 非X線透視下あるいは非内視鏡下における、初回の交換ではないこと
- E カテーテル挿入創の感染がないこと
- F 利用者が抵抗的ではないこと
- G 在宅で1回交換が済んでいること
- H 可動性がある

1項目でも□あり



【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

主治医へ報告



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 主治医へ報告
2. 診療記録への記載